

令和 8 年第 3 回定例会

請願文書表

令和 8 年請願第 2 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
令和 8 年請願第 3 号	龍ヶ崎市一般防犯灯の維持管理の市への移管に関する請願

請 願 文 書 表

請 願 名	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
受 理 番 号	令和 8 年請願第 2 号
受 理 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 1 日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	茨城県水戸市笠原町978-46 茨城教育会館 2 F 茨城県教職員組合 井坂 功一 外239名
紹 介 議 員	後藤 光秀
付 託 委 員 会	総務教育委員会
【請願趣旨】 学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。 給特法等の改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。 また、学校の働き方改革は、教育委員会作成の「業務量管理・健康確保措置実施計画」によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。 厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。 こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。 【請願事項】 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。	

請 願 文 書 表

請 願 名	龍ヶ崎市一般防犯灯の維持管理の市への移管に関する請願																																							
受 理 番 号	令和 8 年請願第 3 号																																							
受 理 年 月 日	令和 8 年 8 月 3 日																																							
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	茨城県龍ヶ崎市平台 2 丁目12番地 1 龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会 <table style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr><td>会 長</td><td>田 島</td><td>俊 二</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>田 中</td><td>孝 紀</td></tr> <tr><td>副会長</td><td>晝 田</td><td>典 夫</td></tr> <tr><td>龍ヶ崎地区理事</td><td>飯 田</td><td>光 也</td></tr> <tr><td>龍ヶ崎西地区理事</td><td>石 塚</td><td>光 男</td></tr> <tr><td>大宮地区理事</td><td>中 村</td><td>富 男</td></tr> <tr><td>北文間地区理事</td><td>水 津</td><td>美 晴</td></tr> <tr><td>松葉地区理事</td><td>重 留</td><td>文 男</td></tr> <tr><td>長山地区理事</td><td>藤 木</td><td>妙 子</td></tr> <tr><td>久保台地区理事</td><td>濤 崎</td><td>裕 司</td></tr> <tr><td>城ノ内地区理事</td><td>小 澤</td><td>利 幸</td></tr> <tr><td>長戸地区理事</td><td>小 林</td><td>健 志</td></tr> <tr><td>川原代地区理事</td><td>長 塚</td><td>務</td></tr> </table>	会 長	田 島	俊 二	副会長	田 中	孝 紀	副会長	晝 田	典 夫	龍ヶ崎地区理事	飯 田	光 也	龍ヶ崎西地区理事	石 塚	光 男	大宮地区理事	中 村	富 男	北文間地区理事	水 津	美 晴	松葉地区理事	重 留	文 男	長山地区理事	藤 木	妙 子	久保台地区理事	濤 崎	裕 司	城ノ内地区理事	小 澤	利 幸	長戸地区理事	小 林	健 志	川原代地区理事	長 塚	務
会 長	田 島	俊 二																																						
副会長	田 中	孝 紀																																						
副会長	晝 田	典 夫																																						
龍ヶ崎地区理事	飯 田	光 也																																						
龍ヶ崎西地区理事	石 塚	光 男																																						
大宮地区理事	中 村	富 男																																						
北文間地区理事	水 津	美 晴																																						
松葉地区理事	重 留	文 男																																						
長山地区理事	藤 木	妙 子																																						
久保台地区理事	濤 崎	裕 司																																						
城ノ内地区理事	小 澤	利 幸																																						
長戸地区理事	小 林	健 志																																						
川原代地区理事	長 塚	務																																						
紹 介 議 員	櫻井 速人、岡部 賢士、山崎 孝一、後藤 光秀、 椎塚 俊裕、大竹 昇、寺田 寿夫、鴻巣 義則、 大野 誠一郎																																							
付 託 委 員 会	総務教育委員会																																							
【請願趣旨】 龍ヶ崎市における一般防犯灯は、現在、自治会の申請により設置され、その維持管理（電気代）は自治会の「自主的な活動」と位置づけられています。しかしながら、近年の社会情勢の変化に伴い、本制度は以下のような課題を抱えています。 1 住民負担の不公平と徴収の困難化 自治会役員が戸別に電気代を集金する負担は大きく、特にアパート入居者や自治会未加入世帯からの徴収が困難なケースが増加しています。これにより、一部の住民のみが費用を負担して地域全体の安全を支えるという不公平が生じています。 2 インフラとしての継続性の欠如 実際に自治会が解散した地区では、一般防犯灯が撤去され（18基中13基）、夜間の安全が脅かされる事態が発生しています。一般防犯灯は本来、市民の安全を守る基礎的インフラであり、自治会の存廃によってその機能が失われるべきではありません。 3 近隣自治体との比較における支援の低さ 県南地区14自治体の調査では、10自治体が全額公費負担、3自治体が一部補助であり、全額住民負担は本市のみです。また、自治会への奨励金水準も																																								

低く、本市の防犯灯維持管理への支援は近隣で最も手薄な状況にあります。

4 行政公約との整合性

「万全な備えで犯罪から守る」という市長の公約を実現するためには、防犯灯を「個人の任意設置物」ではなく「公共の安全設備」として市が管理することが不可欠です。

公共財の原則に照らせば、税金は市民が等しく享受すべき公共インフラの整備に優先的に充てられるべきです。現在、少子高齢化や自治会加入率の低下により、地域コミュニティによるインフラ維持は限界を迎えつつあります。自治会役員の負担軽減および公共インフラの持続可能性を確保するため、抜本的な制度転換を強く求めます。

【請願事項】

- 1 一般防犯灯の維持管理を市が担う制度へと改めること。なお、既存の一般防犯灯については、自治会からの移管申請に基づき、速やかに市への管理移管を推進すること。
- 2 適正な運用のため、市が定める設置基準に適合する防犯灯について市が維持管理を行い、地区間の公平性を確保すること（基準外の一般防犯灯については、自治会が維持管理を行う）。
- 3 維持管理の移管に際し、住民自治組織活動推進奨励金の減額を行わないこと。